



▶ 今回のお知らせ版掲載一覧

周知

- 1ページ ・インフルエンザ予防接種のお知らせ
- 2ページ ・74歳までの方の保険証の一斉更新を行います
- 3ページ ・新型コロナワクチン未接種の方へ
 - ・からむし工芸博物館臨時休館のお知らせ
 - ・秋の全国交通安全運動の実施について
- 4ページ ・診療所からのお知らせ
 - ・健診結果説明会開催のお知らせ事業
- 5ページ ・イベント等の中止等について
- 7ページ ・「よいやれ屋」10月のご案内

募集

- 3ページ ・文化祭の出品作品・出演団体・出店団体募集について
- 5ページ ・「ニュースポーツ大会」開催！
 - ・10月有料収集について
- 6ページ ・令和3年度除雪作業員の募集

周知

インフルエンザ予防接種のお知らせ

令和3年度インフルエンザ予防接種の申し込みを行います。接種を希望される方は申し込み用紙に必要事項を記入の上、**9月30日(木)までに**保健福祉課または区長(連絡員)様にお届けください。

成人及び高齢者の方

< 対象 >

- ①接種日当日 65 歳以上になっている方
- ② 60 歳以上 65 歳未満の方のうち、内部疾患 1 級程度の障害を有している方
- ③上記以外の年齢の方

昭和村国保診療所で接種希望される場合

< 料金 >

- ①②に該当する方：1,000 円
- ③に該当する方：全額自己負担

< 接種予定期間 >

令和3年11月1日(月)～12日(金)までの期間

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

< 注意事項 >

- ・ワクチンの量を把握するため、希望される方は、必ず申し込み用紙の提出をお願いいたします。
- ・申し込み用紙を集計後、接種日を上記期間に分けてご案内いたします。
- ・ワクチン納入状況により、優先順位をつけて接種日のご案内をする場合もありますので、あらかじめご了承ください。

村外の医療機関で接種を希望される場合

< 料金 >

- ①②に該当する方：2,000 円
- ③に該当する方：全額自己負担

< 実施期間 >

令和3年10月1日～令和4年1月31日
※保健福祉課窓口にて申し込み手続きを行ってください。その場で予診票をお渡しします。

小児の方・1 歳～中学校 3 年生までの方

・こどもインフルエンザについては、後日個別で案内文書を郵送いたします。

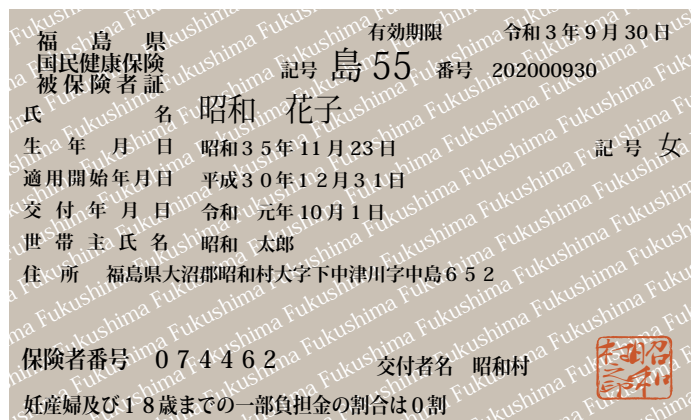
☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

74 歳までの方の保険証の一斉更新を行います。

現在交付してある保険証は、10月1日から使用できなくなりますので、交付時に返還してください。

※現在お使いの保険証をお持ちください。

● 返還していただく保険証



※ 実物はキャッシュカード等と同じサイズです。

実施日	時 間	対象地区	場所
9月29日(水)	午前10:00～10:10	山神平・畑小屋	山神平消防屯所前
	午前10:30～11:20	大芦	大芦保健福祉館
	午後1:00～1:20	小中津川	小中津川公民館前
	午後1:30～1:50	佐倉	佐倉公民館前
	午後2:00～2:20	喰丸	喰丸区長事務所前
	午後2:30～2:50	両原	郷土芸能伝承館前
	午後3:10～3:30	小野川	小野川生活改善センター前
	午後3:40～3:55	奈良布	奈良布自治会館前
	午後4:00～4:15	大岐	大岐管理センター前
9月30日(木)	午前10:00～10:15	松山	松山公民館向バス停留所
	午前10:30～10:50	野尻	高齢者コミュニティセンター前
	午前11:00～11:20	中向	中向公民館前
	午後1:30～3:00	下中津川	下中津川区長事務所

※上記時間は、交付状況により遅れる場合がありますのでご了承ください。

- マスクを着用のうえ、お集まりください。
- 新しい保険証を受け取りましたら、氏名や生年月日等記載されている内容を必ず確認してください。
- 9月29日、9月30日に来ることができない場合は、10月1日以降役場で交換できます。
- その他不明なこと等あれば役場住民係（57-2115）にご連絡ください。

問 総務課 住民係 ☎ 57-2115

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

文化祭の出品作品・出演団体・出店団体募集について

今年も 11 月 3 日文化の日に村民文化祭を開催いたしますので、是非ご参加ください。

【出演】

- ・最終ページの演目票を **9 月 22 日（水）まで**に公民館へ提出してください。
- ・プログラム編成会議は 9 月 28 日（火）午後 7 時から昭和村公民館で開催します。

【出品】

- ・最終ページの出品票を **10 月 15 日（金）まで**に公民館へ提出してください。
- ・搬入と飾り付けは 10 月 26 日、27 日の 2 日間です。

【出店】

- ・最終ページの出店申込書を **10 月 8 日（金）まで**に公民館へ提出してください。
- ・机、椅子、テント、電源等はお貸しできます。
- ・保健所への申請が必要になりますので、ご質問・ご相談等ございましたら事前に公民館までお問い合わせください。

☎ 昭和村公民館 ☎ 57-2114

周知

新型コロナワクチン未接種の方へ

まだ、コロナワクチンを接種していない方で、これから接種を希望される方は「両沼地方コロナワクチンコールセンター」へお問い合わせの上、両沼管内の医療機関で接種を予約されますよう、お願いいたします。

●両沼地方コロナワクチンコールセンター

電話番号：0570-020-260

受付：月～土曜日（日祝日除く）

午前 9 時～午後 5 時

予約の際、事前に送付してある「ワクチン接種券」が必要になりますのでお手元にご用意ください。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

周知

からむし工芸博物館
臨時休館のお知らせ

企画展撤収作業のため、からむし工芸博物館は、10 月 1 日（金）終日、臨時休館いたします。よろしくお願い申し上げます。

☎ からむし 振興室 ☎ 57-2116

からむし工芸博物館 ☎ 58-1677

周知

交通安全を意識した生活を心がけましょう

秋の全国交通安全運動の実施について

9 月 21 日（火）から 30 日（木）までの 10 日間「安全は 気配り目くばり 思いやり」をスローガンに秋の全国交通安全運動が実施されます。

4 つの運動の重点を心がけ、交通事故防止に努めましょう

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 3 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 4 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

◎交通安全鼓笛パレードの実施について

開催日：9 月 28 日（火）午前 10 時 30 分～
走行ルート：

昭和村役場発 ⇒ 昭和小学校まで

※パレード実施中は片側交互通行となります。ご迷惑をおかけしますがご協力よろしくをお願いします。

☎ 総務課 総務係 ☎ 57-2111

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

周知 診療所からのお知らせ

直近の診療日をご案内いたします。

9月17日（金）の午後は、医師不在のため内科休診となります（午前中は通常通り診療となります）。

9月24日（金）は、医師不在のため「歯科休診」となります。

午前中の診療開始時刻はワクチン接種終了後（10時以降）となります。

※急患の方については、お電話にてご相談ください。

コロナウイルス感染症対策のため、来所の際は自宅で体温を測っていただき、必ずマスクを着用願います。

発熱等の症状がある場合には来所しないで、（家族も含む）まずお電話でご相談ください。

○ **内科は毎週水曜日が一般外来休診日です。**
（検査・昭和ホーム回診・往診日、急患応相談）

○ **歯科は完全予約診療です。**
（急患応相談、事前にお電話ください。）

○ **土日祝日は休診です。**

月日	内科	歯科	バス
9月15日(水)	検査日	○	
16日(木)	○	○	松山～野尻
17日(金)	午後休診	○	大芦
20日(月)	祝日	祝日	
21日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
22日(水)	検査日	○	
23日(木)	祝日	祝日	
24日(金)	○	休診	大芦
27日(月)	○	○	下中津川
28日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
29日(水)	検査日	○	
30日(木)	○	○	松山～野尻
10月1日(金)	○	○	大芦
4日(月)	○	○	下中津川
5日(火)	○	○	小中津川～両原、小野川
6日(水)	検査日	○	

○ **内科 診療時間**

午前10:00～11:30（受付11:15まで）

午後14:00～16:00（受付16:00まで）

○ **歯科 診療時間**

午前 9:00 ～ 11:30 / 午後 13:30 ～ 16:00

☎ 診療所 ☎ 57-2255

周知

健康相談及び

健診結果説明会開催のお知らせ

下記の日程で健診結果説明会を開催いたします。健診結果について個別に、見方や気を付けていただく点などを説明しますのでぜひご参加ください。

※健診結果（9月中旬以降に発送予定です）を持参ください。ご家族の分も併せてどうぞ。

※健診を受診していない方も、血圧測定など健康相談を行いますので、お気軽にご参加ください。

開催日	時間	場所
9月28日(火)	午前9:30～	大芦へき地保健福祉館
	午後1:30～	野尻コミュニティセンター
9月29日(水)	午前9:30～	喰丸区長事務所
	午後1:30～	小野川生活改善センター
9月30日(木)	午後1:30～	大岐管理センター
10月4日(月)	午後1:30～	中向公民館
10月5日(火)	午前9:30～	松山公民館
	午後1:30～	奈良布自治会館
10月6日(水)	午前9:30～	佐倉公民館
	午後1:30～	昭和村公民館
10月8日(金)	午前9:30～	小中津川公民館
	午後1:30～	両原伝承館

【内容】

- ・健康相談：健診結果説明、健康チェック
- ・簡単なレクリエーション（スカットボール）

＊当日は感染症予防対策へのご協力をお願いします。参加される方はマスクの着用をお願いいたします。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ **次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。**

「ニュースポーツ大会」開催！

昭和村子ども会主催のニュースポーツ大会を開催します。豪華賞品と参加賞もご用意しております。奮ってご参加ください！

- 目的 ニュースポーツを通じた世代間の交流と相互理解を図る。
- 対象 小学生及び昭和村在住の60歳以上の方
- 日時 令和3年10月11日(月)
午前8:50 集合
- 場所 昭和小学校体育館
- 申込方法 お知らせ版最終頁の申込用紙にご記入の上、**9月27日(月)までに**、保健福祉課へお申し込みください。お電話でもFAXでも結構です。
- 参加費 無料
- 服装 運動できる服装・上履き
- 共催 公民館少年教室・千歳学級
昭和村老人クラブ連合会
昭和村社会福祉協議会 昭和村体育協会
※共催団体には別途チラシを配布済み
- その他 ※スクールバスを運行します。
松山・小野川を午前8:15 出発

※新型コロナウイルス感染症予防に配慮して実施します。感染状況によっては中止とする場合があります。当日はマスク着用にご協力ください。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う
事業・イベント等の中止等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の事業・イベント等は中止等となりますので、お知らせします。

日程	イベント・事業名	区分
10月17日	昭和村消防団秋季検閲式	中止

☎ 新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉課) ☎ 57-2645

10月有料収集について

この度、処理が困難なため普段村では集めていないごみの収集を下記のとおり行います。

なお、適性処理困難物と農業系産業廃棄物の収集日が異なりますので、ご注意ください。

■ 予定日時

適正処理困難物 10月 8日(金)

※家電(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)、バッテリー、動噴器等(別紙参考価格表をご覧ください。)家電、タイヤ、バッテリー、バイク等

農業系産業廃棄物 10月25日(月)

※塩ビ、肥料袋、プラの波板、苗箱、農ビ等

※収集業者との調整により日程が変動する可能性があります。詳細はお申込みいただいた方に後日お知らせします。なお、農業系産業廃棄物は別途契約が必要なため事前に収集業者が伺うことがあります。

注意事項

- ・当日は回収料金の支払いがあるため必ずお立会下さい。
- ・収集を効率的に行うため、指定場所までごみをお持ちいただくようお願いする可能性があります。
- ・当日の受付はいたしませんので期日までにお申し込みください。

お申込

収集をご希望される方はお知らせ版最終頁の申込用紙にご記入の上、**9月24日(金)までに**保健福祉課へお申し込みください。

ご不明な点は下記担当へお問い合わせください。

☎ 保健福祉課 ☎ 57-2645

▶ 次頁にも、お知らせがありますので、ご確認ください。

募集 令和3年度除雪作業員の募集

村道等の除雪路線にかかる除雪作業員（業務委託）を下記のとおり募集いたします。

1.募集職種 除雪作業員（オペレーター） 5名

2.委託内容

委託期間 令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

- (1) 村道及び国県道、歩道等道路付帯施設の除排雪作業
- (2) 除雪作業日報作成及び村との作業連絡調整
- (3) 道路パトロール及び道路修繕・降雪期の消雪管理作業
- (4) 村公共施設等の除雪作業
- (5) 村主催事業等の会場設営作業
- (6) その他村が指示する作業

3.就業場所及び勤務日・時間

- (1) 除雪作業、夜間降雪確認パトロール等実施時
作業終了後、終日待機とする。
- (2) その他作業を指示する日（除雪作業実施無しの日）
業務内容に規定するその他作業等（業務報告）を実施する。
 - ・就業場所 下平車庫及び村内
 - ・業務日 土日祝日及び年末年始を除く平日
 - ・業務時間 午前8時30分から午後5時00分
 - ・休憩時間 午後0時00分から午後1時00分
- (3) 11月1日～30日の間は、降雪状況により村が作業指示する日のみ勤務とする。

4.委託料の額

オペレータ経験5年以上 日額 13,000円(税別)

オペレータ経験5年未満 日額 12,000円(税別)

土日祝日及び年末年始を除く日で各月算定した委託料の額を待機料勘案分として支払保証する。
私事都合等により就業及び自宅待機できない場合は申し出ることとし、その日数分は減ずる。

5.雇用条件

- ①18歳以上の方で業務上健康に支障のない者
- ②普通自動車免許、大型特殊自動車免許及び車輛系建設機械運転技能講習終了証を取得している者（又は、10月31日までに取得見込みの者）
- ③上記、2.3.4について了承し、村と個人委託契約により受託可能な方

6.選考方法 提出書類の審査にて選考します。

7.応募方法及び提出書類

除雪作業員申込書（役場窓口に準備してあります）に下記の書類を添付し、押印の上、**10月11日(月)までに産業建設課建設係に提出してください。**

- ①履歴書（市販のもの）
- ②医療機関が発行する健康診断書
- ③免許書及び技能講習終了証の写し

☎ 産業建設課 建設係 ☎ 57-2123

「よいやれ屋」10月のご案内

チャレンジショップ in 喰丸小「よいやれ屋」を開催しております。みなさんぜひご来館ください。来館の際には、引き続き体温測定、マスク着用、手指消毒、体調管理等、感染症対策にご協力をお願いします。（出店者の都合により変更、中止がありますので、ご了承ください。）

開催日	出店者	内容
10/1（金）	吉川美保さん	会津木綿衣料品
10/2（土）	吉川美保さん のんこんの 羊の森	会津木綿衣料品 絵、ポストカード 国産羊毛の糸紡ぎ、小物
10/3（日）	笑和の会 のんこんの	手仕事 絵、ポストカード
10/9（土）	笑和の会 やまなみ会 のんこんの 燈日草	手仕事 食品 絵、ポストカード 書店
10/10（日）	umico 淡々草々 のんこんの 燈日草	花・菓子販売 からむしWS 絵、ポストカード 書店
10/13（水）	菅家タカ子さん	手仕事
10/17（日）	笑和の会 つどいや	手仕事 編み組、実演
10/23（土）	笑和の会 やまなみ会	手仕事 食品
10/27（水）	吉川美保さん	会津木綿衣料品
10/28（木）	吉川美保さん	会津木綿衣料品
10/29（金）	吉川美保さん	会津木綿衣料品
10/30（土）	吉川美保さん のんこんの	会津木綿衣料品 絵、ポストカード
10/31（日）	笑和の会 つどいや のんこんの	手仕事 編み組、実演 絵、ポストカード

お申し込み一覧

インフルエンザ予防接種 ▶ 保健福祉課 (〆切 :9 月 30 日(木))

氏名	住所	電話番号	バス利用 (どちらかに○)
	昭和村大字		バスを利用希望 する・しない
	昭和村大字		バスを利用希望 する・しない

ニュースポーツ大会 ▶ 保健福祉課 (〆切 :9 月 27 日(月))

氏名	電話番号	スクールバス利用の場合○

お申し込み一覧（村民文化祭関連）

村民文化祭 出演：演目票 ▶ 昭和村公民館（〆切:9月22日(水)）

※1団体20分以内でお願いします。

氏名（団体は、団体名及び代表者）			
電話番号			
演目	時間（分）	出演者名	

村民文化祭 出品：出品票 ▶ 昭和村公民館（〆切:10月15日(金)）

氏名（団体は、団体名及び代表者）		
電話番号		
作者氏名（雅号）	作品名	

村民文化祭 出店 ▶ 昭和村公民館（〆切:10月8日(金)）

氏名または団体名	代表者名	電話番号	販売品目	提供方法（テントで調理する物かどうか）

お申し込み一覧

適正処理困難物・農業系産業廃棄物収集申込書 ▶ 保健福祉課（〆切 : 9 月 24 日(金)）

氏名	住所	電話番号
	昭和村大字	
収集物 (家電はメーカー・サイズ記載)		収集物移動 いずれかに○
		可・否

※ 家電の場合はメーカー、サイズ等詳しくご記載ください。例) テレビ パナソニック 20 型 (LC-123B)
※ 裏面に参考価格表を掲載しています。

《参考価格》

品名	処理価格	備考
耕運機	3,000 円/台	
トラクター	0 円/台	タイヤなし
田植え機	8,000 円/台	
コンバイン	16,000 円/台 12,000 円/台	3 条刈 2 条刈
動力噴霧器	1,500 円/台	
手動噴霧器	500 円/台	金属製
バッテリー	500 円/個 800 円/個	小・中 大
ステンレス流し台	1,000 円/台	
自動車用廃タイヤ	500 円/本	ホイル付のみ
トタン板、鉄屑、草刈 刃、ハウスパイプなど	0 円/kg	
スプリングベッド	8,000 円/個	小・中・大

※記載のないものにつきましては、ご連絡ください。

村民の皆様へ

福 島 県
新型コロナウイルス感染症
非常事態宣言
延長
(令和3年8月8日～9月30日)

県内の1日当たりの新規感染者数は、1か月前に比べると大きく減少しているものの、下げ止まりの傾向にあり、いまだ第5波に入る7月以前の水準を超えております。

医療体制を確保しながら、県内での社会活動が安全に行えるようにするためにも、今しばらく県の独自対策に取り組んでいただきますよう、御協力をよろしくお願いします。

- ① 県をまたぐ旅行などは原則、中止や延期
- ② 不要不急の外出自粛
- ③ マスク着用など基本的な感染対策の徹底

なお、体調に異変がある場合は、早めの受診をお願いします。

令和3年9月15日

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部長

◎心配なことがございましたら、対策本部まで御相談ください。

電話 0241-57-2645【保健福祉課24時間対応】

◎昭和村国保診療所(発熱等の症状がある場合)

電話 0241-57-2255【平日9:00～17:00】

◎受診・相談センター(かかりつけ医がない場合)

電話 0120-567-747【24時間対応】

「 新型コロナワクチン未接種 」の方へ

まだ、コロナワクチンを接種していない方で、これから接種を希望される方は「両沼地方コロナワクチンコールセンター」へお問い合わせの上、両沼管内の医療機関で接種を予約されますよう、お願いいたします。

両沼地方コロナワクチンコールセンター

電話番号：0570-020-260

受付：月～土曜日（日祝日除く）

午前9時～午後5時

（予約は11月末までの予定です。）

※予約の際、事前に送付してある「ワクチン接種券」が必要になりますのでお手元にご用意ください。

○ワクチン接種に関して、副反応など心配なことがございましたら、保健福祉課までご相談ください。

電話 0241-57-2645

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期 間	令和3年 8月 8日(日) ～9月30日(木)	令和3年 8月23日(月) ～9月30日(木)	令和3年 8月26日(木) ～9月30日(木)	令和3年8月 8日(日) ～9月30日(木)
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年9月9日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 郡山市 福島市 (重点区域) ・ その他の 地域	○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請) ○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請) ○感染リスクの高い行動は控えてください。 ・不要不急の外出は自粛してください。 ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。 ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。 ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 (特措法第24条第9項に基づく要請) ○基本的な感染対策を徹底してください。 ・3つの密を徹底的に避けてください。 ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。 ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 (特措法第24条第9項に基づく要請)

飲食店等の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 郡山市 福島市 (特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)	○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。 ○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。 ○カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗 ○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項) 【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗 【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて)) ■相談窓口 いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時) ◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/
その他の地域 (特措法第24条第9項に基づく要請)	○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (酒類の提供は、午前11時～午後7時) ○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守) 【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗 ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて)) ■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)
全地域	上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。 ■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、**人と人との接触機会の低減**にご協力ください。

※できる限り、「**出勤者数の7割削減**」に努めていただくようお願いします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、**外出機会の低減**にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

「教育委員会の点検・評価」の公表

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。

昭和村教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、村民の皆様への説明責任を果たすため、「令和2年度昭和村教育委員会の点検・評価」を実施し、その結果を報告書としてまとめました。評価総括は別表のとおりです。

報告書の詳細内容は昭和村教育委員会事務局において閲覧することができます。

令和3年9月

村民各位

昭和村教育委員会

事務局：昭和村大字下中津川字住吉415
昭和村公民館内 電話 57-2164

令和2年度 昭和村教育委員会重点施策に関する事務事業評価総括表

(別表)

【 評価：A 充分達成 B ほぼ達成 C やや不十分 D 不十分 】

No.	重点施策名	事務事業	評価
1	学力の向上	児童生徒が将来自立して生きていくために必要な、基礎的・基本的な知識と技能を身に付けさせ、自ら学び自ら考える力を獲得させることにより、「確かな学力を身に付け、自己実現を図ることができる児童生徒」を育成する。また、学習指導要領の改訂が行われることを踏まえ、意欲的に取り組む。 〈施策〉 - 新学習指導要領への円滑な移行による「確かな学力」の育成を図る学習指導 - 小中一貫教育への移行をふまえた小中連携教育の充実 - 高度情報社会を生き抜くための情報モラル教育やメディアコントロール能力の育成 - 文化の考え方の違いや多様な価値観を受入れ、豊かに自己表現できる国際人の育成 - 保小中の円滑な接続と相互理解のための諸活動を通じた交流 - 村内外の多様な個性や能力を持つ人々と児童・生徒・教職員との積極的な交流	A
2	豊かな心と健やかな体の育成	児童生徒が将来社会人として、その役割を果たしていけるよう、豊かな人間性と社会性を養う。自己及び社会全体のために行動できる勤労や奉仕の心、社会規範や道徳を重んじる心、人権を尊重し他人を思いやる心、たくましく生き抜くための気力と体力を養う。 《施策》 - 自然体験・農業体験・社会体験など、郷土のよさや特色を生かした総合的な学習 - 地域の大人と児童生徒が触れ合う世代間交流や、異年齢集団との体験活動の推進	A

No.	重点施策名	事 務 事 業	評価
3	教育環境の整備促進	学習環境の整備促進に努め、安心安全な教育環境を確保し、学校全体の教育力を高める。 〈施策〉 ・ 複式学級を実質的に解消し、学力向上を支援するための村雇用講師の確保 ・ 特別な支援を必要とする児童のための支援員と欠員となる中学校事務職員を村で雇用 ・ 施設設備の安全点検の徹底と補修 ・ 村外から来る教員が安心して気持ちよく住める住環境の整備	A
4	学校事故防止と危機管理	学校事故を未然に防止し、万が一事故が起こった場合に迅速かつ適切に対応できるようにするため、危機管理の徹底を図る。 《施策》 ・ 教育委員会、小中学校、関係諸機関、村民の連絡体制強化 ・ より良い食習慣を形成する食育の充実 ・ 安全教育の推進 ・ いじめ・不登校の未然防止・連携強化・迅速対応	A
5	放射線教育	原子力発電所事故による放射線の影響を正しく理解し、今後同様な事故があった際に、冷静に正しく対処できるよう風化させない。県や県教育委員会からの情報を迅速に提供する。 《施策》 ・ 科学的知識に関する内容の学習 ・ 健康教育に関する内容の学習	A
6	感染症予防教育	新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対する正しい理解を基に、日常生活においても衛生に気を配り、自他の健康安全に配慮するとともに、進んで予防しようとする態度を養う。 《施策》 ・ 「新しい生活様式」に則った感染予防のための望ましい生活行動習慣の確立 ・ 免疫力を高める生活習慣の確立（規則正しい生活、良い食と運動の習慣、ストレス解消）	A
7	生涯学習の振興	いつでもどこでも、村民誰もが生涯を通して学習することができるよう、村内外の教育機関・民間事業者・NPO・市民団体等と積極的に交流し、共同体づくりを目指す。生涯学習の拠点としての教育委員会であり公民館であることを深く認識し、各地の文化施設・美術館・博物館・図書館等と連携し、ネットワークづくりを進める。 《施策》 ・ 生涯学習講座 ・ 青少年と高齢者の教室 ・ 児童生徒も公衆道徳、マナー、規範意識の涵養 ・ リーダーの育成 ・ 生涯学習広報紙「やまがら」の発行	A

No.	重点施策名	事 務 事 業	評価
8	芸術・文化の振興	村民がより多くの機会に芸術活動を鑑賞できる機会や発表できる機会を設け、村民参加による芸術・文化の振興を図る。地域に根ざした文化的資源を大切にし、地域の活性化を図る。	A
		〈施策〉 ・ 昭和村文化協会加盟団体の活動援助 ・ 「からむし」に関連することを、文化の側面から捉え直す取り組み ・ 家庭劇場、村民文化祭、文化団体との共催事業	
9	各種団体の育成	各種団体が意欲を持って活動することを支援する。村内には様々な活動に取り組んでいる小さな団体もあり、団体として登録するまでには至っていない各種のグループもある。どの団体やグループであっても、大きな輪の中で活動することができるように働きかけていく。	A
		《施策》 ・ 補助金交付と事務連絡支援 ・ 各種小グループへの参加呼びかけ	
10	スポーツの振興	村民の日常生活にスポーツが根づくよう、自らスポーツをする・見る・応援するなどの活動の場を作り、地域の一体感を高める活動を支援する。	C
		《施策》 ・ スポーツ推進委員との連携 ・ 村民球技大会の開催、各種団体主催大会への参加・協力 ・ 昭和村運動広場及び昭和村農林漁業者等健康増進施設の管理・運営	
11	文化財の保護	昭和村に残る貴重な文化財・記念物等を保護し、継承し、後世に伝えていく。	C
		《施策》 ・ 文化財保護審議委員会の活動の充実 ・ 国指定天然記念物「駒止湿原」の保護・活用 ・ 村天然記念物・県自然環境保全地域「矢ノ原湿原」の保護・活用 ・ 村内の文化財や遺跡等の調査・保護	
12	その他	教育委員会所管の事項について適切に対処する。	C
		《施策》 ・ 用途廃止施設の撤去 ・ 昭和村小野川生涯学習センターを軌道に乗せるための取り組み ・ 昭和村小野川生涯学習センターに保管してある民具の整理・調査	
13	学校教育と生涯学習・社会教育の連携	連携の目的・内容・方法を検討し、無理なく実現可能なものから実行に移し、支援していく。学校教育関係者と生涯学習・社会教育関係者がともに知恵を出し合い、連携することを通して、村民の教育・文化・福祉に貢献できるよう努める。	B
		《施策》 ・ 学校教育における地域人材と地域素材の活用 ・ 「杉の子会」をはじめ、ボランティア団体等による小中学校児童生徒との交流 ・ 「喰丸小」の利活用への積極的参加	

(平成 27 年 4 月 1 日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行)

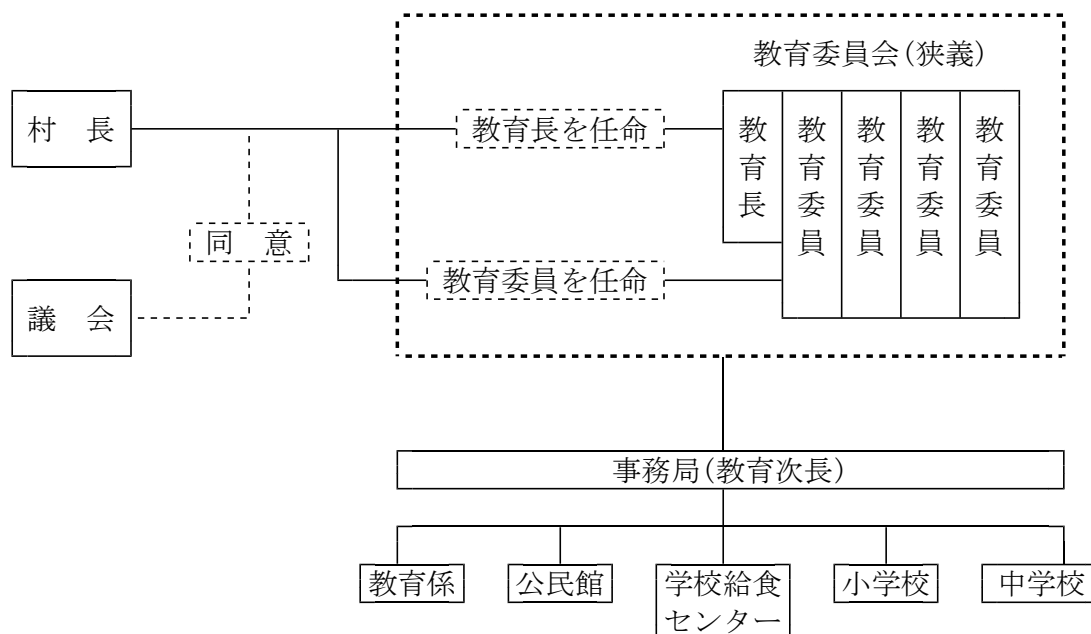
1. 教育委員会の趣旨

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、学校その他の教育機関の設置、管理及び社会教育その他の教育事務を執行する教育行政機関で、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関です。

2. 教育委員会制度の仕組み

- ① 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されています。
- ② 首長から独立した行政委員会としての位置付けです。
- ③ 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的に事務を執行します。
- ④ 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。任期は 4 年、再任は可能です。
- ⑤ 教育委員長は、教育委員のうちから選挙で選ばれ、委員会の会議を主宰し、委員会を代表します。任期は 1 年、再任は可能です。
- ⑥ 教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督します。

教育委員会の組織



しょうわ 社協ニュース

※社協とは、「社会福祉協議会」の略です。

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 令和3年9月15日発行

TEL 0241-57-2655 / FAX 0241-57-2649 Vol. 54

地域歳末たすけあい募金によるボランティア活動費の助成について

今年も実施される「赤い羽根共同募金運動（地域歳末たすけあい運動を含む）」では、村内のボランティア活動等に対して、活動費の助成を予定しています。希望される団体等におかれましては、下記の要領をご確認のうえ、期限内にお申し込みください。なお、申込方法や企画（感染症対策も含む）等に関することで不明な点については、社会福祉協議会へお気軽にご相談ください。



記

1. 助成対象（次の要件すべてにあてはまること）

①ボランティア活動の4原則（自発性・地域性・無償性・継続性）を満たす活動を行う団体等（実費相当額をもらいうける活動も含みます。）であること。

②令和3年度中に実施予定の活動であること。

例えば、お弁当や日用品の配布などによる地域内の見守り活動など。



2. 助成額：1件につき30,000円以内（募金実績により上限額が下がる場合があります。）

3. 申込期限：令和3年10月29日（金）まで

4. 交付決定：令和3年11月10日（水）以降

5. 助成対象外：実施予定の事業について、別に行政など他から助成を受けている団体等

6. 提出物：社会福祉協議会に備え付けの「ボランティア活動助成金交付申請書」や会員名簿、事業計画書、予算書等活動内容がわかる書類

※裏面もご覧ください。

除雪支援事業〔日常対応〕の実施に係る除雪作業員の募集について

(非 常 勤 職 員)

1. 募集職種（応募資格）及び採用人数

- ①オペレーター作業員（除雪機械又は運搬車両を所有し、支援できる方） 8 名程度
- ②除雪作業員（屋根の雪下ろし又は補助作業ができる方） 8 名程度



2. 作業内容

依頼に基づき実施する除雪機械での除雪作業
または作業補助、屋根の雪下ろし等

3. 雇用期間（非常勤）

令和 3 年 12 月 1 日より令和 4 年 3 月 31 日までの 4 ヶ月間

4. 賃金等

本会「除雪支援事業実施要綱」に基づき、賃金等を支給します。

5. 提出書類

自動車運転免許証等、身分が証明できるもの（写し）

6. 募集〆切

令和 3 年 11 月 12 日（金）まで

7. 採用結果

令和 3 年 11 月末日までに個別に通知いたします。



<その他冬期間（雪）に関する支援事業〔予定を含む〕>（担当部署）

①除雪支援事業〔大規模対応〕（社協 57-2655）

村内建設業者などに委託して作業していただく事業です。



②除雪機械貸出事業（社協 57-2655）

社協で所有する除雪機械を貸し出す事業です。

※①除雪支援事業（日常対応及び大規模対応）及び②除雪機械貸出事業
については、高齢者世帯等に対して経費の一部が村から助成されます。

③高齢者世帯援助金（村保健福祉課福祉係 57-2645）

高齢者世帯等で屋根ぐしへの電熱線設備又は地下水利用による消雪設備
を設置する場合に、経費の一部が助成されます。

※詳しくは、社協または村役場保健福祉課へお問い合わせください。

※表面もご覧ください。



～6町村合同かわら版～ こねっと！

令和3年
10月号

令和3年度 赤い羽根共同募金運動がはじまります。

行動と あなたの気持ちで 変わる未来

(令和3年度 赤い羽根スローガン最優秀作品)

10月1日から始まる赤い羽根共同募金運動では、行政区ごとの戸別募金や、事業所ごとの職域募金などへ協力を呼びかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、戸別募金につきましては「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」を合わせて実施させていただきます。

「じぶんたちの地域をよくするため」に活用されます

☆活用の一部をご紹介します☆



買い物交流バスの運行



歳末お楽しみ弁当宅配事業



住民支え合い事業や
除雪支援事業の運営(事務経費の一部)



無料貸出用物品の整備にも活用しています
(消毒や修繕経費も含まれます)



昨年は、子ども向け高齢者疑似体験セットを整備し、小学校の授業で活用していただきました

募金目安額 1戸あたり 1,000円

募金の目安額は、あくまでも福祉事業に配分するための目標額に合わせて設定した額です。
強制ではありませんので、一つの目安としてご理解をくださいますよう、お願いいたします。

発行 会津坂下町社会福祉協議会・西会津町社会福祉協議会・柳津町社会福祉協議会
三島町社会福祉協議会・金山町社会福祉協議会・昭和村社会福祉協議会

こねっと！加盟社会福祉協議会の各種相談会開催のお知らせ

どの町村でも相談できます。相談をご希望の方は、事前に電話等でのご予約をお願いします。
また、電話相談は各町村月曜日～金曜日午前 9 時～午後 5 時までです。秘密は厳守します。

市町村	特 設 相 談	お申込み・お問合せ先
会津坂下町	弁護士相談会 10 月 1 日（金） 午前 10 時～午後 3 時	会津坂下町社会福祉協議会 ☎0242-83-1368
西会津町	心配ごと相談 10 月 7 日（木） 10 月 27 日（水） 午前 9 時 30 分～正午	西会津町社会福祉協議会 ☎0241-45-4259
柳津町	電話相談 10 月 5 日（火） 午前 9 時 00 分～正午	柳津町社会福祉協議会 ☎0241-42-3418
三島町	心配ごと相談 10 月 14 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分 相談員：民生児童委員	三島町社会福祉協議会 ☎0241-52-3344
金山町	弁護士相談会 10 月 29 日（金） 午前 10 時 00 分～午後 3 時 00 分	金山町社会福祉協議会 ☎0241-57-3336
昭和村	特設相談はありません	昭和村社会福祉協議会 ☎0241-57-2655

令和 3 年 7 月大雨災害義援金のご報告と御礼

昭和村社会福祉協議会では、令和 3 年 7 月 1 日から的大雨により静岡県熱海市において大規模な土石流による被害に遭われた方々に対する義援金の受付を 8 月 31 日まで行ってまいりました。当会の窓口でご寄託いただきました義援金は、総額 5,000 円となりましたことをご報告させていただきます。

お寄せいただきました義援金は、日本赤十字社を通じて被害に遭われた方々へ届けられます。

皆さまの温かいご支援、ご協力に感謝申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。